

# 「仏暦 2551 年・建設作業に係る労働 安全・衛生・環境面の運営及び管理標準 を定める省令」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd. 社

## 建設労働安全基準

● 仏暦 2551 年・建設作業に係る労働安全・衛生・環境面の運営及び管理標準を定める省令

(前文省略)

### 第一項

本省令は官報公示日から九〇日が経過した時から施行する。〔注／官報公示日は二〇〇八年一〇月一六日〕

### 第二項

本省令において、

「建設作業 (ガーン・ゴーサーン)」とは、建物、飛行場、鉄道、軌道、道路、トンネル、港湾、ドッグ、浮き台、埠頭、橋梁、水路、配水管、水道、塀、壁、門、看板、もしくは看板設置のための建造物、駐車・Uターン及び自動車の出入口のためのスペースまたは建築物など全種建築物の建設に係る事業を意味し、建築物の増築、改築、修繕、改築、移動または取り壊しも含める。

「建物 (アカーン)」とは、建築物管理法に基づく建築物を意味する。

「建設区域 (ケート・ゴーサーン)」とは、建設を進めるスペースに加え、本省令に基づき使用者が設けた周囲スペースも意味する。

「危険区域 (ケート・アンタラーイ)」とは、建設中の区域、足場を設置した区域、クレーン使用区域、または建設のための機械もしくは電気器具の使用区域、建設のための物資運搬路スペース、または燃料、爆発物、建築資材の保管所として使用するスペースを意味する。

「電気器具 (ウパコーン・ファイファー)」とは、動力源もしくは構成物として電気を使用する、あるいは電気に関連して使用する道具、器具または機械を意味する。

「杭 (サオケム)」とは、建物または他の建築物の構造物からの重量を地下に伝えることで様々な構造物の重量を受けるために、もしくは土どめに使用するために地面に打ち込む物を意味する。

「型打ち杭 (サオケム・ジョ)」とは、地面に穴を明け、その穴にコンクリートを流し込んだ、鉄で補強した、もしくは鉄で補強していないコンクリート杭を意味する。

「杭打ち (ガーントーク・サオケム)」とは、重量を使った打ち込み、または押し込みにより必要に応じて杭を地面に落とし込む方法を意味する。

「杭打機 (クルアン・トーク・サオケム)」とは、構造と動力機が分離した、またはセットになった杭打ちに使用する機械を意味する。

「浮き台（クレー・ローイ）」とは、建設作業に使用する船、筏、浮き栈橋、または同様の形態にあるその他の物を意味する。

「地中連続壁（ガムペーン・プード）」とは、地面に穴をあけ、その穴にコンクリートを流し込む方法により作られた土止め壁、または地下部分の構造の塀である鉄補強コンクリートの壁もしくは塀を意味する。

「支え木（カムヤン）」とは、建設中に構造、足場、コンクリート型枠の強度を支え、保持、補強する臨時構造を意味する。

「機械（クランチャック）」とは、水力、水蒸気、燃料、風、ガス、電気、もしくはその他エネルギーの力によりエネルギーの発生、転換もしくは変性、または伝導するための多数の部品から構成される物を意味し、合わせて器具、車輪、滑車、ベルト、シャフト、歯車または連動するその他の物、工具も意味する。

「クレーン（パンチャン）」とは、垂直に物品を上げ下ろしする、もしくは吊った状態で水平に物品を移動するのに使う機械を意味し、合わせて垂直に物品を上げ下ろしするのに使う滑車種の機械も意味する。

「臨時資材運搬リフト（リフ・コンソン・ワサドゥ・チュアクラオ）」とは、リフトホールまたはリフト縦抗、リフト本体及び機械から構成される垂直に資材を運搬するための建設機具を意味する。

「臨時人員運搬リフト（リフ・ドーイサーン・チュアクラオ）」とは、リフトホールまたはリフト縦抗、乗組室及び機械から構成される垂直に人員を運搬するための建設機具を意味する。

「ワイヤ（ルウッド・スリング）」とは、一軸に一層または複数層巻いた撚り線のロープを意味する。

「足場（ナンラーン）」とは、臨時に建設のため作業員または資材を支えるため地上、建物または建築作業部分より高い場所に設けた作業場を意味する。

「水上建設作業（ガーン・ゴースーン・ナイナム）」とは、水中における、または水中にある建築物の上での全種類の建設、浮き台を使った建設を意味する。

「安全率（スワン・プロードパイ）」とは、使用する力単位または積載重量に対する事故を起こすと思われる力単位または積載重量の割合を意味する。

「エンジニア（ウィサワコーン）」とは、エンジニア法に基づき管理エンジニアリング職従事者として許可書を受けた者を意味する。

「作業管理者（プー・クワブクムガーン）」とは、作業の形態及び種類に応じて建設作業を差配または監督する責任者を意味する。

「杭打ち機操縦者（プーバンカップ・クラントークサオケム）」とは、必要に応じて杭打ち機の作業を操縦する職務を果たす者を意味する。

「クレーン操縦者（プーバンカップ・パンチャン）」とは、必要に応じてクレーンの作業を操縦する職務を果たす者を意味する。

## 第一章

### 総則

#### 第三項

使用者は以下の建設作業における安全計画を策定する。

(一) 一つの棟の全階の延べ面積もしくはいずれかの階の面積が二〇〇〇平方メートルを超える大型建物、または一五メートル以上の高さを有し、かつ一つの棟の全階の延べ面積もしくはいずれかの階の面積が一〇〇〇平方メートル超の建物。

(二) 三〇メートル以上の長さの橋梁、もしくは交差橋または高架橋、Uターン橋、あるいは高架交差橋。

(三) 深さ三メートル以上の公共施設システムの掘削、修繕または撤去。

(四) トンネルまたは地下道。

(五) 局長が布告規定したその他の建設。

第一段に基づく作業における安全計画は局長が布告規定した原則に従わなければならない。

#### 第四項

使用者は、資材及び建設機材の重量を安全に支えることができるように、堅固な建設作業地を設ける。

#### 第五項

使用者は、安全のため作業前及び前段階の作業中に安全を検査する職務を果たす作業管理者がいるようにする。

#### 第六項

使用者は、建設資材及び機材を整然と保管し、被雇用者の健康衛生及び安全性に危険とならないように残材またはゴミを危険なもの及び危険でないものに分別、処理し、建設地を整然と保つようにすると共に、建設作業により出た土砂を運び出すようにする。移動が間に合わない場合は安全のために当該土砂を受け支える物を用意する。

#### 第七項

建設作業で爆発物を使用する場合、使用者は危険物法及び武器・銃器・爆発物・花火・武器類似品法に従った爆発物保管システム及び使用監督があるようにし、被雇用者またはいずれかの者が他の目的のために持ち出すことがないように監督する。

## 第八項

一・五〇メートル以上の高さを有する高度差のあるレベルで作業する場合、使用者は安全のため堅固な落下防止の手摺りまたは垣のある階段または傾斜路を設けるようにする。

## 第九項

使用者が被雇用者を自然災害発生時に働かせることを禁じる。ただし建設作業における安全性確保のため、もしくは救助または対策のための作業であればその限りではない。ここに被雇用者の安全性を考慮する。

## 第一〇項

使用者は停電時に使用するため十分な非常灯を用意する。

## 第一一項

使用者はすべての乗物の出入口に危険を警告する看板を掲げ、建設区域への乗物の出入りがある時に信号員を置くようにする。

## 第一二項

使用者は緊急時の救助のために、はっきりと視認できる場所に例えば最寄りの病院、消防署、公共災害対策部署といった緊急電話番号を掲示しておく。

## 第一三項

使用者は被雇用者に注意、立入禁止、及び個人用安全器具の着用などを警告する警告板または指示板を設置する。このとき理解及び視認しやすいようなマークまたは内容を使用する。

## 第一四項

使用者は機械使用、関係する信号番号など作業に関する訓練を被雇用者に定期的に実施する。

## 第一五項

使用者が被雇用者の建設地への送迎をする場合、使用者は適合し、かつ安全な乗り物を使用する。

## 第二章

### 建設区域

#### 第一六項

使用者は二メートル以上の高さの強度を有する塀を建設区域に設け、もしくは建設作業の形態に相応しい資材をもって区域を仕切り、はっきりと視認できる建設区域であることを示す告知板を掲げることによって建設区域のスペースを定める。

#### 第一七項

使用者は塀を設け、もしくは相応しい資材をもって仕切り、「危険区域」の看板を作成してはっきりと視認できるように掲げ、夜間は全時間、オレンジ色の信号灯を点けることによって建設作業における危険区域を定める。

#### 第一八項

使用者が建設中の建物内もしくは建設区域内に被雇用者を居住させることを禁じる。ただし使用者が安全対策を講じ、エンジニアから承認を受けた上で、その承認を示す書類を建設地に保管し、労働検査官が検査できるようにしておいた場合はその限りではない。ここに使用者は全時間にわたってその安全対策に従っているか監督しなければならない。

第一段に基づき建設中の建物内または建設区域への居住で承認を得た場合、使用者は以下をなす。

(一) 居住区域に居住区域であることを示す看板をはっきりと視認できるように掲示する。

(二) 強度のある塀で居住区域を仕切る。

(三) 出入路が危険区域を通らないようにする。危険区域を通る場合は被雇用者の安全性のため特別な対策を設け、高所からの物品落下の危険性を防止する対策をとる。

#### 第一九項

建設区域に合流路または分岐路がある場合、使用者は前方に合流路または分岐路があることを示す警告標識板または指示標識を設置する。

搬送路の曲がり角地点は、使用者が直径五〇センチメートル以上の凸レンズミラー、もしくはその他の機材を設置することにより、被雇用者及び乗物の運転者がすれ違う際に視認しやすいようにする。

### 第三章

#### 電気及び防火

##### 第一節

##### 電気

## 第二〇項

建設区域内での電気システムの設置及び使用において、使用者は電気配線図を作成し、エンジニアの保証の署名を得ておく。使用者は当該配線図を保管し、労働検査官がいつでも検査できるようにしておくとともに、電気システムの設置及び使用における安全のため監督するエンジニアがいるようにする。ここに、その地域の電気規格に従うようにする。当該規格がない場合はタイ国エンジニアリング協会の規格に従う。

## 第二一項

使用者は安全な電気システムの使用のために回線切断スイッチを設置する。ここに、設置に当たってその地域の電気規格に従うようにする。当該規格がない場合はタイ国エンジニアリング協会の規格に従う。

## 第二二項

使用者は全種の設置された変圧器、電気配線盤及び電気器具についてアース線を地絡させることにより漏電防止システムを設ける。ここに、当該漏電防止システムはその地域の電気規格に従うようにする。当該規格がない場合はタイ国エンジニアリング協会の規格に従う。

## 第二三項

電気システムの設置、検査、改修及び修繕がある場合、使用者は当該作業期間中に電気回路につながるスイッチに触れることを防止する鍵の使用があるようにする、またはいずれかの者が当該スイッチに触れないよう防止する注意システムがあるようにし、スイッチに触れることを禁じる標識またはサインを示す看板を設置する。

## 第二四項

使用者は変圧器及び電気配線盤周辺の電気使用による危険を警告する光反射看板を設置する。

## 第二節

### 火災防止

## 第二五項

使用者が建設中の建物内及び建設区域内の被雇用者の居住地に引火物または爆発物を保管することを禁じる。ただし毎日の作業に使用するのに必要な分を安全な場所に保管する場合はその限りではない。

## 第二六項

引火物または爆発物を隔離保管する場所では、使用者は当該場所にはっきりと視認できるように、引火物または爆発物の形態もしくは性質に基づき、「危険（アンタラーイ）」「喫煙禁止（ハーム・スプ・ブリー）」「火花発生禁止（ハーム・タムハイ・プラカーイファイ）」または「点火または発火器具持込禁止（ハーム・ポックパー・ウパコーン・サムラップ・ジュッドファイ・ル・ティッドファイ）」もしくは同様の意味を有するその他の内容の看板を掲げ、関係のない者が立ち入らないよう監督する。

## 第二七項

使用者は燃料の種類に相応しい移動タイプの消火器を設置する。消火器は一本につき四キログラム以上の積載規模を有し、金属溶接作業、引火または発火する含有物を有する塗料を使った作業、火災を生じさせる恐れのある作業があるすべての場所、もしくは引火物または爆発物の隔離保管スペースに一本以上設置しなければならない。

消火器の最上部は建物の床または建設地面から一・五〇メートル以下の高さにあり、すぐに視認でき、使用しやすい場所に置かなければならない。消火器は六ヶ月に一回は定期検査し、使用できる状態に保つ。

## 第二八項

使用者は火災からの避難路または避難用階段を設け、建設中の建物の全階に避難路を示す看板を掲げ、避難路に障害物となる資材または機械を置かないよう監督する。避難路は一・一〇メートル以上の幅を有していなければならない。避難用階段は仮設でも構わないが強度を有し、使用者に安全であるようにしなければならない。

## 第二九項

一五メートル以上の高さの建物、もしくは延べ床面積が二〇〇〇メートル以上の建物を建設する場合、使用者は火災発生の知らせが建物全体で聞こえるように警報システムを設置する。

## 第四章

### 掘削・穿孔

## 第三〇項

孔、穴、井戸、掘を穿つ、または掘削する作業、もしくは同様の形態にあるその他の作業において、使用者は作業時間にわたって安全のために建設作業の形態に従って落下防止の扉または柵を設け、危険を警告する光または看板を設置し、夜間は危険を警告するため明瞭に視認できるオレンジ色のサインまたは蛍光色の看板を設置しなければならない。

### 第三一項

危険が生じるような孔、穴、井戸、掘を穿つ、または掘削する作業、もしくは同様の形態にあるその他の作業において、使用者は金属板または十分な強度のあるその他の材料で当該地の上を覆い、木か金属で柵を設ける。

### 第三二項

二メートルを超える深さの孔、穴、井戸、掘を穿つ、または掘削する作業、もしくは同様の形態にあるその他の作業において、使用者はエンジニアによる設計計算を用意し、着手前に手順プロセスを定め、当該形式及びプロセスを遵守し、崩落防止物を設置しなければならない。

### 第三三項

公共設備のあるスペースにおける孔、穴、井戸、掘を穿つ、または掘削する作業、もしくは同様の形態にあるその他の作業において、使用者は危険が生じないよう必要に応じてその公共設備を移動させる。移動が必要でない、または移動できない場合は、被雇用者またはその他の者に危険が生じないようにするため特別に危険防止策があるようにする。

### 第三四項

使用者が二メートル以上の深さを有する孔、穴、井戸、掘を穿つ、または掘削する作業、もしくは同様の形態にあるその他の作業を被雇用者にさせる場合、使用者は以下があるようにしなければならない。

- (一) 便利で安全な昇降路。
- (二) 効率性を有する揚水ポンプ。
- (三) 十分かつ適当な換気システム及び明かり。

(四) 土砂作業に経験を有し、かつ初期救助及び救急医療の研修を修了した作業監督者を作業時間中、救助態勢のために孔、穴、井戸、掘、または同様の形態にあるその他の場所に常駐させる。

(五) 緊急の場合に、孔、穴、井戸、掘、または同様の形態にあるその他の場所に降りて作業しなければならない被雇用者と(四)に基づく救助者の間で通信または交信するための設備。

- (六) 緊急の場合に救助するための命綱及び安全ベルトとそれにつかまるための器具。

### 第三五項

孔、穴、井戸、掘を穿つ、または掘削する作業、もしくは同様の形態にあるその他の作業スペースにおいて、使用者は崩落を防止するために鉄カバー、鉄板、支え木または危険

防止のその他の器具があるようにし、安全のための強度を検査するエンジニアがいるようにしなければならない。

#### 第三六項

孔、穴、井戸、掘、または同様の形態にあるその他の場所の近くでクレーン、重機を使用する、または資材置き場や重い器具がある場合、使用者はシートパイルを設置するか、崩落防止策を用意する。

#### 第三七項

崩落防止のシステムまたは器具なしに、使用者が被雇用者をして、掘削開始から一二時間超または掘削完了後三時間超放置された孔もしくは穴に降りて作業させることを禁じる。

#### 第三八項

使用者が被雇用者をして七五センチメートルに満たない大きさで、かつ二メートルを超える深さの孔、穴、井戸、掘に入っの作業、及び同様の形態を有する作業に従事させることを禁じる。

### 第五章

#### 杭及び地中連続壁の建設

##### 第一節

##### 杭打ち

#### 第三九項

使用者は、杭打機操縦業務に就く被雇用者に局長が布告規定した原則、方法及び要件に基づき研修を受けさせる。

#### 第四〇項

杭打機の組立、設置、試験、使用、修繕及び検査において、使用者は杭打機製造者が定めた杭打機の仕様の詳細及び使用マニュアルに従う。当該仕様の詳細またはマニュアルがない場合、使用者はエンジニアが文面で定めた仕様の詳細またはマニュアルに従う。

#### 第四一項

使用者が使用する杭打機は以下の仕様の詳細を有していなければならない。

- (一) 杭打機の構造は二以上の安全率を有していなければならない。
- (二) 杭打機の構造は一平方センチメートル当たり二四〇〇キログラム以上の抵抗点

(Yield point) を有する金属で作られていなければならない。

(三) 杭打機の構造は強健で安全なように保持、支え、固定があるようにしなければならない。

(四) 滑車を設置する支柱及び支柱の基礎は滑車、錘及び杭の重量を受け止める能力を有し、安全率は五以上なければならない。

(五) 杭打機の移動レールは杭打機の重量の二倍以上の重量を受け止めることができなければならない。

ディーゼルハンマーシステムの杭打機を使用する場合、杭打機の構造を保持するために使用する器具は安全率が六以上でなければならない。

使用者が杭打機の構造を自ら設置する場合は、構造を設計、計算し、使用の詳細を第一段に従わせるよう定めるエンジニアがいるようにしなければならない。

#### 第四二項

杭打機の設置を終了した時、使用者はエンジニアに検査させ、その検査期日と第四一項に基づき正しく遂行されたことを保証する検査結果を記録させた後にその杭打機を使用することができ、当該検査結果は労働検査官がいつでも検査できるように保管する。

#### 第四三項

使用者は杭打機の使用マニュアル、杭打ち作業者間の通信信号マニュアルを用意し、被雇用者に作業安全のため教え、実行させる。

#### 第四四項

使用者は杭打機操縦者がはっきりと視認できるポイントまたは位置に杭打機の吊り重量規定及び使用アドバイスの看板を掲げる。

#### 第四五項

各日の杭打ち作業開始前に、使用者は作業監督者をして杭打機の設備、レール、ジャッキ及び全ての構成物が安全であることを検査させるとともに、杭打機が強度のある地面の上に設置されていることを検査させ、検査期日及び検査結果を記録させる。使用者は検査結果書類を、労働検査官がいつでも検査できるように保管しておく。

#### 第四六項

杭打機操作において、使用者は頭部への落下物を防ぐために鉄の構造物及び網目が各辺二〇ミリメートル以下で鉄線の直径が一・二五ミリメートル以上の金網屋根を設置する。ここに工業製品規格で定められたところに従う。ただし杭打機に安全で堅牢な屋根が取り付けられている場合はその限りではない。

#### 第四七項

杭の移動において、使用者は被雇用者の安全を監督する。レール使用がある場合、杭打機の杭移動レールを敷設し、堅牢な枕木があるようにする。その他の方法で移動する場合、使用者はエンジニアまたは監督者に移動方法を定めさせ、安全を監督させる。

#### 第四八項

杭を持ち上げ、立てるに当たって使用者は、被雇用者が滑車またはワイヤロープを使ってエンジニアが設計した位置に杭を保持させるようにする。

#### 第四九項

使用者は杭の先を覆うカバーの取替え作業をなす被雇用者を監督し、以下のようにさせる。

- (一) 錘が休止し、安全なポジションになった時に取り替える。
- (二) 取替えが完了した時、取替え作業をする被雇用者がその場を離れたことを確認した時、監督者は杭打機操縦者に作業続行の信号を送る。

#### 第五〇項

使用者は杭打ち作業スペースにおいて杭打機操縦者の杭打ち作業視認の障害物がないようにする。

#### 第五一項

使用者は杭打機の排気煙が被雇用者に危険とならないよう防止する、もしくは排気するシステムを設ける。

#### 第五二項

電線近くへの杭打機の設置または移動がある時、使用者はその地域の電気規格に従う。当該規格がない場合はタイ国エンジニアリング協会の規格に従う。

#### 第五三項

通信電波送信塔近くで杭打機の設置もしくは使用がある、または資材を移動する場合、被雇用者の作業前に、使用者は誘導荷電の発生を検査し、誘導荷電がある場合に使用者は杭打機またはその資材に地絡のための誘導線を取り付ける。ここにタイ国エンジニアリング協会の規格に従う。

#### 第五四項

一五センチメートルを超える直径の大きさの穴を有する杭の使用において、各杭打ちが終わった時、使用者は物や人が穴に落ちないように強度を有する材料で直ちに杭の穴の口を塞ぐようにする。

#### 第五五項

杭打機が不具合、損壊または安全でない状態である場合、使用者は杭打機が安全に使用できる状態に修繕・修理するまで、被雇用者をして当該杭打機を使用させることを禁じる。

蒸気、空圧または水圧システムの杭打機の修繕において、使用者は安全なレベルに圧力を下げておかなければならない。内燃エンジン・システムまたはディーゼルハンマー・システムの杭打機では、エンジンをまず止めておく。

#### 第五六項

蒸気システム、空圧システム、水圧システム、内燃エンジン・システム、ディーゼルハンマー・システムまたはその他のシステムの杭打機に係る作業において、使用者は局長が布告規定した原則に従う。

#### 第五七項

直径が七〇センチメートル以上の大型の型打ち杭作業において、使用者は被雇用者の作業中にわたって建設地に土壌工学面の経験を有するエンジニアを常駐させ、作業する被雇用者は大型の型打ち杭作業で専門性を有していなければならない。

#### 第五八項

杭の直径の六倍以下の距離に二本以上の型打ち杭作業がある場合、隣接する杭の穴のコンクリートが固まらないうちに、もしくはコンクリートを流し込まないうちに、使用者が被雇用者をしていずれかの穴に入って作業させることを禁じる。

#### 第五九項

使用者が低い天井、狭い、または隅の限られたスペースで被雇用者に型打ち杭作業をさせる場合、被雇用者が作業中に危険にさらされないよう使用者はその場の特定の危険を防ぐ対策を講じるようにしなければならない。

#### 第六〇項

使用者が暴風雨、降雨、落雷時またはその他の天災時に杭打ち及び型打ち杭に係る作業を被雇用者にさせることを禁じる。ただし必要な場合において、エンジニアから承認を受けた時、被雇用者をして残った作業を終わらせるよう作業させることができる。この場合、使用者は特別に危険防止策があるようにしなければならない。

#### 第六一項

使用者は杭の重量積載試験を監督するエンジニアを置き、試験方法、プロセス、及びジャッキ、計測器、アンカー杭、重量受け、試験で使用する支柱などエンジニアが定めたところに基づく試験機材を用意する。このとき安全に重量を受けられることができるよう全機材の強度計算を示す。

#### 第六二項

使用者は杭の重量積載試験がある場所を示すはっきりとした標識を用意し、関係のない者がその場所に立ち入らないようにする。

#### 第六三項

使用者は被雇用者に危険が生じるような事由がある場合、直ちに杭の重量積載試験を中止する。

### 第二節

#### 地中連続壁

#### 第六四項

地中連続壁の建設において、使用者は被雇用者の安全性のために知識専門性を有し、作業を監督する経験を有するエンジニアを常時置かなければならない。

第五七項、第五八項及び第五九項の内容を地中連続壁の建設に準用する。

#### 第六五項

地下での建設、地中連続壁スペースからの土の掘削の間、使用者は壁の振動を検査し、被雇用者に生じる危険を警告するための壁の振動度を測る機材を設置しなければならない。

地中壁の振動が明らかである、危険な兆候がある、または被雇用者に危険が生じる恐れのある状況にある場合、使用者は直ちに作業中止を命じ、被雇用者をその場所から移動させなければならない。

### 第六章

#### 組み足場

#### 第六六項

組み足場の使用で使用者は以下のようにエンジニアの保証のある計算設計及び使用管理があるようにする。

(一) 鉄製の組み足場は仕事で使用する積載重量の二倍以上の積載重量を受け止めることができなければならない。鉄製ではない他の組み足場である場合は仕事で使用する積載重量の四倍以上の積載重量を受け止めることができなければならない。構成材料の強度を示す書類がなければならない。

(二) 木製の組み足場は腐っていない、もしくは損壊していない耐久強度を有する木を使用しなければならない。究極屈折強度 (Ultimate Bending Stress) は一平方センチメートル当たり三〇〇キログラム以上、かつ安全率は四以上なければならない。

(三) 鉄製組み足場は一平方センチメートル当たり二四〇〇キログラム以上の復元不能点、二以上の安全率を有する鉄を使用しなければならない。

(四) 組み足場の種々のジョイント及びフィックス部位は、堅牢でなければならない。

(五) 組み足場の受け所は仕事で使用する積載重量の二倍以上の積載重量を受けることができなければならない。

(六) 組み足場は揺れないように地面または建築物の一部と保持または固定しなければならない。

#### 第六七項

組み足場の上でコンクリート流し込みがある場合、使用者は関係のない被雇用者をそのコンクリート流し込みのある組み足場の下に立ち入らせないようにし、タイ国エンジニアリング協会の基準に従ってコンクリート流し込みを管理する。

#### 第六八項

使用者は堅牢で安全であるように組み足場を建設、組立、設置及び検査する。

### 第七章

#### 機械及びクレーン

##### 第一節

##### 機械

#### 第六九項

電気システムまたは機械の設置または作動検査といった危険が生じる恐れのある建設中の建物内外における機械及び機具の設置または作動検査がある場合、使用者はプランニング及び設置・検査中の監督のためにエンジニアを用意しなければならない。設置または検査が終了しない場合、設置または検査中の機械及び機具のある場所もしくは部屋を密閉し、安全であるようにした上で、設置または検査を続けることができる。

#### 第七〇項

使用者は機械を操作する被雇用者をして局長が布告規定した原則に基づく研修を修了させるようにしておき、その機械の使用で熟練性を有しているようにしておかなければならない。

#### 第七一項

使用者は機械作業の被雇用者に対して、平屋根、回転軸の覆い、火花飛散防止具、軟鉄網のような危険防止具を用意する。

#### 第七二項

使用者は部外者がコントロール室や機械の作業半径内に入り込まないように監督し、いずれかの者が移動可能な機械、そのために用意したものではない機械にぶら下がる、ぶら下がって揺らす、つかまる、立つ、または乗ることがないように監督する。

機械の作業半径内で働く被雇用者がいる場合、使用者は被雇用者が機械からの危険、またはその機械から落下する資材から危険でないよう注意して監督しなければならない。

#### 第七三項

使用者は使用期間に応じて機械及び建設作業で使用する機材が良好で安全な状態にあるよう監督し、局長が布告規定した種類に基づく年次検査保証があるようにする。

機械または作業で使用する機材が損壊し危険が生じる事由となりそうな場合、使用者は直ちに修繕しておき、修繕が終わり、安全に使用できるまでその機材及び機械を被雇用者に使わせない。

#### 第七四項

いずれかの機械の移動により危険が生じる恐れがある場合、使用者はその機械に信号音、前進または後退灯のような警報器具を取り付け、危険を警告する看板を掲げ、はっきりと視認できるようにする。

### 第二節

#### クレーン

#### 第七五項

クレーンに係る作業において、使用者はクレーン操縦者、クレーン操縦者への信号手、資材固定者またはクレーン使用監督者である被雇用者が当該職務のカリキュラムを修了させるようにしなければならず、クレーンに係る作業の研修または再訓練があるようにしなければならない。

#### 第七六項

クレーンの組立、試験、使用、修繕において、使用者はクレーン製造者が定めたクレーンの仕様の詳細及び使用マニュアルに従う。当該仕様の詳細またはマニュアルがない場合、使用者はエンジニアが文面で定めた仕様の詳細またはマニュアルに従う。

### 第八章

#### 臨時資材運搬リフト及び臨時人員運搬リフト

#### 第七七項

臨時資材運搬リフト、臨時人員運搬リフト及び一時的に資材並びに人員を運搬するリフトには、局長が布告規定した原則、方法及び要件に基づきリフト塔、リフト本体、設置規定、使用規定がなければならない。

#### 第七八項

第七七項に基づくリフトの組立、試験、使用、修繕及び検査において、使用者は製造者が定めた各種リフトの仕様の詳細及び使用マニュアルに従う。当該仕様の詳細または使用マニュアルがない場合、使用者はエンジニアが文面で定めた仕様の詳細及びマニュアルに従う。

#### 第七九項

使用者は臨時資材運搬リフトの最高積載重量を示す看板及び臨時人員運搬リフトの最高積載重量並びに乗組人員数を示す看板をリフトの内外に掲げ、はっきりと視認できるようにする。

#### 第八〇項

使用者は第七七項に基づくリフトの構成部材及び設備を局長が布告規定した原則、方法に従い毎月検査するようにする。検査はエンジニアが監督し、日時を記録し、労働検査官がいつでも検査できるようにしておくために証拠として検査結果を保管しておく。

#### 第八一項

使用者はいずれかの者が臨時資材運搬リフトに乗らないよう監督し、はっきりと視認できる禁止の看板を掲げる。ただし関係者による据付、検査、メンテナンス及び解体の場合はその限りではない。

#### 第八二項

使用者はいずれかの者が臨時人員運搬リフトの屋根に乗らないよう監督する。ただし据付、検査、メンテナンス及び解体時に関係者が乗る場合はその限りではない。

#### 第八三項

第七七項に基づくリフトの使用において、使用者は以下を実行しなければならない。

(一) リフトの使用規定事項を作成し、リフト使用のあるスペースにはっきりと視認できるように掲げ、当該規定に従うよう厳しく監督する。

(二) 一八歳以上でリフト使用の訓練を受けた者を置き、リフト使用時間にわたって常勤でリフト操縦業務を担当させる。

(三) リフト操縦者の作業スペースに、資材物品の落下による危険を防ぐため強度のある屋根を取り付けなければならない。

(四) 毎日の使用前にリフト検査を実施する。いずれかの部分に損壊があれば使用前に修繕しなければならない。

(五) リフトが使用に適さない状態にある場合、もしくはリフト操縦業務を担当する者がいない場合、スイッチを切り、鍵を掛け、「リフト使用禁止」の看板を掲げて雇用者に知らせる。

(六) 資材が落ちたり、リフト構造部からはみ出たりしないよう整頓及び防止する。

(七) 車または車輪のある機具を運搬するリフトの使用において、その車または機具が動かないよう防止しなければならない。

### 第九章

#### ロープ、ワイヤロープ及び滑車

#### 第八四項

滑車にロープまたはワイヤロープを使用するにあたって、使用者は滑車の溝に適切なロープまたはワイヤロープを使用するよう監督しなくてはならず、当該ロープまたはワイヤロープは強度耐性を欠くまでに劣化または損壊していないものでなければならない。

#### 第八五項

ロープまたはワイヤロープが擦れるポイントがある場合、使用者は擦らないようにするためそのポイントにローラーまたはそれに似た他の物を取り付ける。

#### 第八六項

ロープ、ワイヤロープ及び滑車の使用は局長が布告規定した原則及び方法に従う。

### 第一〇章

## 高所の臨時通路

### 第八七項

一・五〇メートル以上の高さにある臨時通路において、使用者は一平方メートル当たり二五〇キログラム以上の積載重量を受け止めることのできる強度のある材料でその通路を作り、その通路は幅が四・五〇メートル以上あり、落下防止のため通路に沿ってタイ国エンジニアリング協会の標準に基づく手摺りまたは柵がなければならない。

### 第八八項

段差のある高所の臨時通路において、使用者はすべり止めの材料を用い、常時使用を監督する。

## 第十一章

高所からの落下、資材落下及び崩落の危険がある場所での作業

### 第一節

高所からの落下防止

### 第八九項

使用者が被雇用者に地面または建物の床から二メートル以上の高所で作業させる場合、使用者は安全な足場、梯子、三脚または脚立を用意し、被雇用者がその作業の態様に基づき利用するようにしなければならない。

### 第九〇項

使用者が三〇度超の傾斜及び二メートル以上の高さの上で被雇用者に作業させる場合、使用者はその状態に適した足場、または器具付き安全ベルト及び命綱、また似たようなその他の器具を用意し、被雇用者に使用させなければならない。

### 第九一項

使用者が四メートル以上の高さの柱、土台柱、電柱、煙突、支柱の上並びに中での作業、またはタンク、井戸、漏斗状資材入れまたは似たようなその他の物の上並びに中での作業のように、被雇用者をして落下ししやすい形態の仕事に就かせる場合、使用者は手すり、落下防止柵、ネット、覆い、または似たようなその他の防止設備を用意し、被雇用者及び物品の落下を防止しなければならず、作業中の安全のために命綱及び器具付き安全ベルト、または似た形態のその他の防止器具を使用させる。

## 第九二項

被雇用者または物が落下しやすい亀裂または穴のある場所での建設作業では、使用者が強度を有する蓋で塞ぐか、九〇センチメートル以上の高さの手すりまたは柵で囲い、七センチメートル以上の高さの落下物を防ぐ不透明な板または落下防止柵を設置しなければならない。

## 第九三項

使用者が開け放たれた、落下しやすい建物または建築物の階上で被雇用者に作業させる場合、使用者はタイ国エンジニアリング協会の標準に基づく手すり、もしくは落下防止柵、または似た形態の他の防止設備を設置しなければならない。

## 第二節

### 足場、梯子、三脚、脚立の使用

## 第九四項

足場の使用において、使用者は被雇用者が以下の行為をなさないよう監督しなければならない。

(一) 足場が滑る時に、足場の上で作業する。

(二) 一部が損壊しており、危険の恐れがある足場の上で作業する。

(三) 降雨または強風で危険な時の、吊り足場またはカゴ型の足場の上で作業する。当該事由がある場合、当該足場を速やかに地上に下ろす。

同時に複数階の足場の上で作業する場合、使用者は下の階で作業する被雇用者に対する危険防止物があるようにする。

## 第九五項

使用者は局長が布告規定した原則に従い足場を建設、組立、設置、検査する。

## 第九六項

被雇用者が建設作業で昇降梯子を使わなければならない場合、使用者はタイ国エンジニアリング協会の標準に基づく強度耐性があり、使用時に安全な構造を有する梯子を用意しなければならない。

## 第九七項

被雇用者が作業で脚立または三脚を使用しなければならない場合、使用者はその脚立または三脚が強度を有し、安全であるように監督しなければならない、作業で立つ面が十分にならなければならない。

### 第三節

#### 崩落、資材飛散、落下による危険の防止

##### 第九八項

被雇用者が石、土、砂または様々な資材の崩落、飛散、落下がありそうな場所で作業する場合、使用者はその石、土、砂またはその資材を角に斜めに積み上げるか、崩落を防ぐ他の方法をとらなければならない。

##### 第九九項

被雇用者が崩落の恐れがありそうな管、隙間、洞、トンネルまたは井戸の中で作業する場合、使用者は防止壁、支え木またはその他の方法で危険を防止するようにしなければならない。

##### 第一〇〇項

使用者は布、網または似た形態のその他のものを使用することで、資材の飛散、落下を防止する。

高所から資材を上下に運ぶ、またはある場所から別の場所に運ぶ場合、使用者はレール、堅穴または適正で安全な運搬器具及び方法を使用する。

物資の運搬でベルト、ロープまたはワイヤロープを使用しなければならない場合、使用者は構造及び固定点が堅牢かつ安全であるようにする。

### 第一二章

#### トンネル作業

##### 第一〇一項

使用者は被雇用者がトンネルでの作業に入る前に、トンネル内での作業方法及び危険防止方法の研修があるようにし、補習または追加研修を一月に一回以上定期的に実施する。

##### 第一〇二項

トンネルの掘削において、使用者はトンネル面及び土壌工学面で経験のあるエンジニアを設計者及び作業方法策定者にし、トンネル掘削作業面で経験のあるエンジニアを作業監督者にしなければならない。

爆発物によってトンネルを掘削するにあたって、使用者は爆発物の専門家に爆発物使用及び使用量を監督させ、爆発物を使ったトンネル掘削作業面で経験のあるエンジニアを作業監督者及び危険防止方法策定者にしなければならない。

#### 第一〇三項

トンネル建設及びトンネル内の作業において、使用者は局長が布告規定したトンネル建設作業の安全性のための原則及び方法に従う。

#### 第一三章

##### 水中建設

#### 第一〇四項

被雇用者を水中建設作業させる前に使用者は以下の手続きを取る。

(一) 作業計画及び作業によって生じる危険の防止策を策定し、被雇用者に文字で告知または通知する。

(二) 自然災害が発生した場合の避難計画を策定し、その避難計画に沿って訓練があるようにする。

(三) 救命具、安全ベルト、命綱及びその他安全保護器具など水運・商業海運局の規定に基づく救命器具を水中の建設に従事する被雇用者の数以上用意する。

(四) 水位の上下を常時検査する。ただし作業地の状態が水位の上下のない場合はその限りではない。

#### 第一〇五項

水中建設作業で電気器具の使用がある場合、使用者は回線ショート、発火または爆発を生じさせる浸水、湿潤または引火性物質の揮発を防止できる種類の電気器具を用意し、監督する。

#### 第一〇六項

浮き台または水面上の足場の上での作業において、使用者は以下のようにする。

(一) 浮き台または足場の受け構造及び機械構造、設置器具をしっかりと安全に固定する。

(二) 浮き台と岸、もしくは浮き台と浮き台をつなぐ橋及び梯子は必要に応じ安全であるようにする。

(三) 作業中、浮き台または足場の地面を安全、清潔に保つよう監督する。

(四) 作業中、救命具を着用し、夜間作業では救命具に蛍光塗料または光反射材を取り付けなければならない。

#### 第一四章

##### 解体・取壊し

#### 第一〇七項

建築物管理法に基づき許可申請しなければならない建築物の解体において、使用者は解体・取壊しの工程、方法を定め、被雇用者の作業を安全なものにするよう監督するエンジニアがいるようにし、作業開始前に建築物の解体・取壊しの工程及び方法について被雇用者に研修または説明する。

#### 第一〇八項

建築物の解体・取壊しにおいて使用者は安全のため以下の手続きをとる。

(一) 解体・取壊しする建築物で使用されている電気、ガス、水道、水蒸気またはその他のエネルギーを遮断する。

(二) 化学薬品、ガスタンク、引火物、爆発物またはその他の似た危険な物質を処分もしくは移動し、建築物解体スペースから搬出する。その処分及び移動は正しい方法によって安全にこれをなす。

(三) 解体・取壊し前に先の尖った物、ガラスまたは外れやすい、もしくは割れやすい他の物をすべて取り外しておく。

(四) 建築物解体・取壊しによる落下物を受け止めるシートを用意する。当該シートは十分な強度及び大きさを有し、落下物を安全に受けられなければならない。

(五) 作業中、粉塵を防止または処置するために水を撒く、もしくは適当なその他の方法を利用する。

建築物の解体・取壊しの間、電気、水、公共施設、もしくはその他利便施設の利用が必要な場合、使用者はその利用に当たって危険防止策をとる。

#### 第一〇九項

爆発物による解体・取壊しをする場合、使用者は作業中にわたって爆発物の専門家がいないようにし、爆発物による解体・取壊しで経験を有するエンジニアを監督者、危険防止法の策定者とする。

#### 第一一〇項

使用者は解体・取壊した資材を解体・取壊しスペースから搬出するか、安全なようにまとめておかなければならない。

段差のあるところでの解体資材の運搬は安全な方法でこれをなし、使用者は危険防止策があるようにする。

#### 第一六章

##### 個々の安全保護

#### 第一一一項

使用者は以下のように被雇用者が作業中にわたって安全保護器具を使用するように管理、監督する。

(一) 木工、塗色では安全帽及びゴム底短靴を着用させる。

(二) 鉄骨作業、トンネル作業、または重大な危険性のある重量物の組立、設置、修理、持ち上げ、運搬、担ぎ、または二人での担ぎ作業では、安全帽、布または革の手袋、及びゴム底短靴もしくは安全靴を着用させる。

(三) 水道、ガラス作業では、安全帽、布または革の手袋、及びゴム底短靴を着用させる。

(四) 煉瓦積み、左官作業では、安全帽、布または革の手袋、及びゴム底短靴を着用させる。

(五) セメント混合、コンクリート打ちなどコンクリート打ち作業では安全帽、ゴム手袋、及びゴム長靴を着用させる。

(六) 電気またはガス、もしくはその他のエネルギーによる溶接または切断作業では、遮光マスクまたは遮光メガネ、布または革の手袋、ゴム底短靴もしくは安全靴、及び火花除けに顔、胸を覆うシートを着用させる。

(七) 埃の出る資材の切断、解体、切削、叩砕、掘削作業では、安全帽、埃を防ぐための鼻・口を覆い空気を通す安全眼鏡、布または革の手袋、及びゴム底短靴もしくは安全靴を着用させる。

(八) 音に係る安全性についての省令で定められたところを超える騒音の中での作業では、耳栓または耳当てを着用させる。

(九) 毒物作業では、安全帽、毒物が飛び散る危険を防ぐ防毒マスクセット、ゴム手袋、及びゴム底短靴を着用させる。

(一〇) 吊り籠、吊り足場での作業、または四メートル以上の高さでの開放形態での作業では、安全帽、命綱付き安全ベルト、及びゴム底短靴を着用させる。

(一一) 土の掘削では作業状態に合わせて安全保護器具を着用させる。

第一段に定めた器具以外にも、使用者は作業形態に適したその他の安全器具を用意する。

#### 第一一二項

第一一一項に基づく安全器具は、作業形態に適合し、工業製品規格または局長が布告規定した規格に従っていなければならないが、エンジニア、作業監督者の承認を受け、使用前にその器具の検査及び使用訓練があるようにする。

(おわり)